

埼玉「違憲訴訟」 推進ニュース

(No. 7) 2016年5月10日

発行：全日本年金者組合埼玉県本部
年金裁判推進本部
さいたま市見沼区東大宮5-53-16
☎ (048-686-2044) FAX (048-686-2144)
メール:nenkinsaitama@kzh.biglobe.ne.jp

訴状をさいたま地裁に提出



ん(鷲宮)、佐藤 勤さん(鴻巣)、齊藤 健さん(熊谷)、田中一弘さん(川越)、小浦親二さん(浦和)、鈴木茂三さん(飯能)、森茂次郎さん(新座)が参加しました。

自治労連会館で打ち合わせをした後、雨の中さいたま地方裁判所に向かいました。10時10分、齊藤弁護士から「事務局に訴状を提出しました」という報告を受けました。受理された

第1回口頭弁論は6月下旬から7月にかけてか？

さいたま地裁に訴状を提出した埼玉原告団=4月28日、さいたま地方裁判所前

4月28日(木)、さいたま地裁に「年金引き下げは違憲」と訴状を提出しました。この行動には、弁護士事務局長の齊藤耕平弁護士、年金者組合からは県本部年金裁判推進委員会のメンバーと原告を代表して山本利昭さ

段階で、東京高裁に送られている「取消訴訟」の取下げを行います。第1回目の口頭弁論は、6月下旬から7月に行われるのではないかとというのが齊藤弁護士から話された今後の見通しです。

「訴状」の学習会を行おう

各支部に「訴状」を支部役員数送ります(原告には一人1部)。届いたら、各支部では学習を行い、この裁判で何が争点になっているのかを掴み、組合員はもとより周りの人に100万署名や裁判費用のカンパを訴えていきましょう。

首都圏の東京都、神奈川県、千葉県は裁判カンパの目標を達成しました。埼玉県本部はまだ70%に届いていません。あと150万円ほど残っています。カンパ袋が全組合員に届いているでしょうか。カンパをまだしていない人はもとより、一度したという人にも積

極的に訴えていきましょう。

◆「支える会」結成集会

期日：5月24日(火) 13:30~

会場：与野本町コミュニティーセンター

参加：①200人以上の支部は2人以上

②200人未満の支部は1人以上

③原告、推進委員、県本部役員

◆原告に「陳述書・メモ書き」を送ります。

※2013年10月支給分以降、2016年3月分までの年金支給額の支給日と額を年金事務所に行ってもらってください。